

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（保育園用モバイルパソコン導入に伴うDocuworksライセンス）	No.5200837
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和7年3月7日	
契約金額	1,650,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 (法人番号：1011101015050)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	消耗品購入契約（保育園用モバイルパソコン導入に伴うDocuworksライセンス）
指名業者 （案）	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 所在地 東京都江東区豊洲二丁目2番3号 代表者 支社長 玉谷 圭子
特命理由	本件は、保育園用モバイルパソコンの導入に伴い、紙及び電子文書の管理ソフトとして全庁で使用されているDocuWorks9.1を150ライセンス購入するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、契約相手方を指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、DocuWorksの製造元であり、同社からの直接購入に限り利用時の不具合対応や各種問い合わせ対応等の保守サービスが無償で提供される。また、販社を通さないことで、中間コストを省くことができることから、上記業者を指定することは妥当である。 以上の理由から、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）